

大分県高効率照明等導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高効率照明及び高効率空調設備（以下「高効率照明等」という。）の導入の支援を通じ、2050年カーボンニュートラル実現に向けた二酸化炭素の削減の取組を推進するため、高効率照明等を導入しようとする者が事業実施に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）」とは、おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱第6条に基づき脱炭素部門において認証された事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）であること。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 同一年度内にこの要綱の規定に基づく補助金その他本県から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者の県内に所在する事業所において、高効率照明等を導入する事業とする。

(補助対象設備)

第5条 この補助金の交付の対象となる設備は、別表1に掲げるものとする。（所有権が補助対象者に属する設備に限る。）

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 この補助金の交付対象となる経費及び補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費のうち別表2に掲げるものとする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、補助対象設備の設置に関し、国その他の機関（ただし、本県を除く。）から同様の趣旨の助成金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の額から当該助成金等の額の総額を減じて得た額と同項に規定する額のいずれか少ない方の額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項による申請は、補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）

(4) その他知事が必要と認める書類

- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書もしくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第2号及び第6号に掲げる事項とする。
- 3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第8条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 規則第6条に規定する通知を受けた後において、おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）を少なくとも1回更新すること。
 - (2) 導入予定設備が既に商用化され、導入実績を有すること。中古設備でないこと。
 - (3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (6) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (7) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (8) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
 - (9) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (10) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付されることがあること。
 - (11) 前条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第7条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (12) 前条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第8条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (13) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（様式第8号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支精算書（様式第10号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第13条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第14条 補助金の額の確定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

(報告等)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助対象機器の使用状況等について、書類の提出若しくは報告を求め、又は調査をすることができる。

2 補助事業者は、前項の報告等その他知事が必要と認める事項に協力しなければならない。

(書類の提出部数等)

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行し、大分県議会令和5年第2回定例会における令和5年度補正予算に係る大分県高効率照明等導入事業費補助金から適用する。

別表1（第5条関係）

補助対象設備	要件
高効率照明機器	県内に所在する事業所に設置するものであり、調光制御機能を有するLEDに限る。
高効率空調機器	県内に所在する事業所に設置するものであり、従来の空調機器に対して20%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの。

別表2（第6条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であつて、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用

			⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

様式第1号（第7条関係）

大分県高効率照明等導入事業費補助金交付申請書

年　月　日

大分県知事 殿

申請者
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者連絡先

年度において、下記のとおり大分県高効率照明等導入事業を実施したいので、大分県高効率照明等導入事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額（千円未満切り捨て） 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後、3ヶ月以内のもの。写し可。）
- (5) 申請者の確認書類
 - 法人登記簿写し（個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し等）
- (6) 交付申請額の根拠となるもの（2社以上の見積書の写し等）
- (7) 既存設備関係書類（新設を除く。）
 - 既存設備の仕様が分かる書類（カタログ等）
 - 既存設備の写真（型番が分かるもの）
- (8) 設計関係書類
 - 導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等）
 - 機器配置図
- (9) 位置図（設置場所への案内図）
- (10) 二酸化炭素排出量削減効果計算書（高効率空調設備を設置する場合に限る。）
- (11) おおいたグリーン事業者認証の更新を約する書類
- (12) （代理人が申請する場合）委任状
- (13) その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 申請者の情報

事業を実施する事業者の名称及び所在地			
資本金の額又は出資の総額	円	従業員数	人
業種			
認証番号※			
認証年月日※	年	月	日

※おおいたグリーン事業者認証制度（脱炭素部門）の認証番号及び認証年月日

2 事業概要

(1) 実施予定場所			
(2) 設備概要			
<input type="checkbox"/> 高効率照明	定格消費電力	[kW]	
	型式（メーカー）		
	調光制御機能の有無	有	・ 無
<input type="checkbox"/> 高効率空調設備	定格消費電力	[kW]	
	型式（メーカー）		
	従来の空調機器に対する省CO ₂ 効果	[%]	

3 導入スケジュール

発注・契約	着手（着工）	完了
月 日	月 日	月 日

4 補助対象経費等

※税抜き（単位：円）

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
設計費				
設備費				
工事費				

5 確認事項

以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。
(全てに✓を入れた場合のみ、補助の対象になります)

- 同一年度内に本補助金その他本県から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- 導入予定設備が既に商用化され、導入実績を有すること。中古設備でないこと。

様式第3号（第7条関係）

収支予算書

収入の部

※税抜き（単位：円）

区分	予算額	備考
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
補助対象経費		
計		

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、大分県知事が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県知事と行う他の契約等における確認に利用することに同意します。

記

1　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2　1の（1）から（8）までに掲げる者が、その經營に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年　月　日

大分県知事

殿

事業所名

事業所所在地

(ふりがな)

代表者氏名

代表者住所

生年月日（明治・大正・昭和・平成）　年　月　日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第5号（第8条関係）

大分県高効率照明等導入事業変更承認申請書

大分県知事 殿

年　月　日

申請者
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者連絡先

年　月　日付け 第　　号で交付決定通知のあった大分県高効率照明等導入事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県高効率照明等導入事業費補助金交付要綱第8条第1項第2号の規定により申請します。

記

1	変更交付申請額	金	円
	既交付決定額	金	円
	変更による増減額	金	円

2 変更の理由

3 添付書類（変更のあった書類のみ添付すること）

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 交付申請額の根拠となるもの（見積書の写し等）
- (4) 設計関係書類
 - ・導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等）
 - ・機器配置図
- (5) 既存設備関係書類（新設を除く。）
 - ・既存設備の仕様が分かる書類（カタログ等）
 - ・既存設備の写真（型番が分かるもの）
- (6) 位置図（設置場所への案内図）
- (7) 二酸化炭素排出量削減効果計算書（高効率空調設備を設置する場合に限る。）
- (8) （代理人が申請する場合）委任状
- (9) その他知事が必要と認める書類

（備考）

添付書類の作成は変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載することを基本とする。

様式第6号（第8条関係）

大分県高効率照明等導入事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年　月　日

大分県知事　　殿

申請者
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者連絡先

年　月　日付け　第　　号で交付決定通知のあった大分県高効率照明等導入事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県高効率照明等導入事業費補助金交付要綱第8条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額

（　　年　月　日付け　第　　号による額の確定通知額）
金　　円

2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金　　円

3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金　　円

4 補助金返還相当額（3-2）
金　　円

5 その他

- (1) 別紙及び積算内訳を添付すること。（任意の様式可）
- (2) 消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度大分県高効率照明等導入事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額 及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備考

(注意事項)

- 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第7号（第9条関係）

大分県高効率照明等導入事業費補助金交付決定通知書

第
年
月
日
号

殿

大分県知事

年　　月　　日付けで交付申請のあった大分県高効率照明等導入事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県高効率照明等導入事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 規則第6条に規定する通知を受けた後において、おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）を少なくとも1回更新すること。
- (2) 導入予定設備が既に商用化され、導入実績を有すること。中古設備でないこと。
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (7) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
- (9) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (10) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付せることがあること。
- (11) 前条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第7条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを

補助金額から減額して報告すること。

- (12) 前条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第8条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (13) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- (14) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
 - ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

様式第8号（第11条関係）

大分県高効率照明等導入事業実績報告書

年　月　日

大分県知事 殿

申請者
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者連絡先

年　月　日付け　第　　号で交付決定通知のあった大分県高効率照明等導入事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県高効率照明等導入事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2. 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支精算書（様式第10号）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 完成写真（施工前、施工後のカラー写真）
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第9号（第11条関係）

事業実績書

1 事業概要

(1) 実施予定場所		
(2) 設備概要		
<input type="checkbox"/> 高効率照明	定格消費電力	[kW]
	型式（メーカー）	
	調光制御機能の有無	有 · 無
<input type="checkbox"/> 高効率空調設備	定格消費電力	[kW]
	型式（メーカー）	
	従来の空調機器に対する省 CO ₂ 効果	[%]

2 導入状況

発注・契約	着手（着工）	完了
月 日	月 日	月 日

3 補助対象経費等

※税抜き（単位：円）

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
設計費				
設備費				
工事費				

様式第10号（第11条関係）

収 支 精 算 書

収入の部

※税抜き（単位：円）

区 分	精算額	予算額	備 考
補助金			
自己資金			
その他			
計			

支出の部

（単位：円）

区 分	精算額	予算額	備 考
補助対象経費			
計			

様式第11号（第12条関係）

大分県高効率照明等導入事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県高効率照明等導入事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額円については、金 円に確定したので、大分県高効率照明等導入事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

様式第12号（第14条関係）

大分県高効率照明等導入事業費補助金交付請求書

年　月　日

大分県知事 殿

申請者
住所（申請者の所在地）
名称（申請者の名称）
氏名（申請者の代表者の氏名）
担当者（所属・氏名）
電話番号

年　月　日付け 第　　号で額の確定通知のあった大分県高効率照明等導入事業費補助金について、精算払の方法により交付されるよう、大分県高効率照明等導入事業費補助金交付要綱第14条の規定により請求します。

記

補助金額の確定額	請求額
円	円

振込先

銀行名	
支店名	
口座種別	普通　・　当座
口座番号	
＜フリガナ＞	
口座名義人	